

新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金でお悩みの皆さまへ

生活福祉資金貸付制度では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施しております。

詳しくは、[青森県社会福祉協議会](#)のホームページをご覧ください。

佐井村内にお住いの方は、[佐井村社会福祉協議会](#)が窓口になります。

[一時的な資金の緊急貸付に関するご案内\(PDF\)](#)

【緊急小口資金】 主に休業された方向け

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯

■貸付上限額

- ・学校が等の休業、個人事業主等の特例の場合 20万円以内
- ・その他の場合 10万円以内

■据置期間 1年以内

■償還期限 10年以内

■貸付利子・保証人 無利子・不要

【緊急小口資金】 主に失業された方向け

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付上限額

- ・(二人以上) 月20万円以内
- ・(単身) 15万円以内
- ・貸付期間:原則3月以内

■据置期間 1年以内

■償還期限 10年以内

■貸付利子・保証人 無利子・不要

※生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。